

監査結果公表第19-6号

財政援助団体等監査の結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成19年8月10日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	浜 田 澄 子
同	内 藤 耕 一

記

1 財政援助団体等監査
財団法人 八尾市緑化協会

2 監査の結果
別紙のとおり

3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議員 小林貢様

八尾市監査委員	西浦昭夫
同	北山諒一
同	浜田澄子
同	内藤耕一

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成19年4月2日から平成19年7月11日まで

2 監査の対象部局

財団法人 八尾市緑化協会

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成17年度及び18年度上半期の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

八尾市からの出捐金、補助金にかかる出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員については、平成19年4月30日まで大松桂右、田中裕子両名が、同年5月21日からは浜田澄子、内藤耕一両名が監査を執行したことを申し添える。

【財団法人 八尾市緑化協会】

1 文書事務について

伺書において、文書公開の取扱区分や非公開理由等の欄がないものや未記入のもの、起案番号や決裁日等を修正液で訂正されているものが見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。

2 委託業務について

委託業務の業務実施及び契約締結に関する伺書において、見積書徴取日が決裁日以後の日付となっているので、適正な事務処理に改められたい。

3 みどり課からの受託業務について

- (1) 公園緑地定期管理業務等の業務受託において、精算報告書を市に提出しているが、受託業務全体の総額報告となっているため、個別業務の実績が把握できないので、個別業務実績（実施日、場所、金額等）についても併せて報告を行うなど、精算時の事務処理方法について検討されたい。
- (2) 緑化推進業務受託等において、仕様書からは具体的に何を行うのか判断できないものや、具体的な仕様の定めのないものが見受けられたので、契約の段階でより具体的に業務内容を取り決めるなど適正な事務処理に努められたい。